

平成29年第1回大多喜町議会定例会3月会議を開きました。

◎提出された議案の会議結果は次のとおりです。

議案番号	件名及び内容	議決月日	審議結果
諮問 第1号	<u>人権擁護委員候補者の推薦について</u> 人権擁護委員のうち1名が6月30日をもって任期満了となることから、宮本清氏を推薦することに同意しました。	3月2日	適任と認める
同意 第2号	<u>教育長の任命について</u> 大多喜町教育委員会教育長の石井信代氏が3月31日をもって任期満了となることから、後任に宇野輝夫氏を任命することに同意しました。	3月2日	原案 同意
同意 第3号	<u>大多喜町教育委員会委員の任命について</u> 大多喜町教育委員会委員の石井信代氏が3月31日をもって任期満了となることから、後任に唐鎌良枝氏を任命することに同意しました。	3月2日	原案 同意
議案 第9号	<u>大多喜町コミュニティ環境施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について</u> この条例では西畑の田代区集会所及び船子区集会所の2か所を大多喜町コミュニティ施設として定めていますが、両施設とも区に無償譲与する条例を廃止しました。 施行日 平成29年4月1日	3月3日	原案 可決
議案 第10号	<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u> 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行いました。 ◎主な改正内容 ①育児休業の対象となる子供の範囲の拡大 ②介護休暇を一定の期間内で分割し取得できる ③介護時間の新設 (介護のため1日につき2時間を超えない範囲で勤務しないことを認める) ※介護休暇及び介護時間は無給とする。	3月3日	原案 可決
議案 第11号	<u>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u>	3月3日	原案 可決

	<p>学校歯科医及び学校眼科医の報酬を引き上げ改正しました。また、新たに町税等徴収指導員の報酬を定めました。</p> <p>【学校歯科医】 74,200円/年 → 95,900円/年</p> <p>【学校眼科医】 74,200円/年 → 117,600円/年</p> <p>【町税等徴収指導員】 19,000円/日 施行日 平成29年4月1日</p>		
議案 第12号	<p><u>大多喜町横山宮原住宅管理等基金設置条例の制定について</u></p> <p>町内企業の就業者を対象とした横山宮原住宅の管理に必要な資金を積み立てるために、基金を設置しました。</p> <p>施行日 平成29年4月1日</p>	3月3日	原案 可決
議案 第13号	<p><u>大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>地方税法が一部改正されたことに伴い関係条例を一部改正しました。</p> <p>◎主な改正内容</p> <p>①仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更。</p> <p>②個人住民税の住宅ローンの特別控除の適用期限の延長（平成31年 → 平成33年）</p> <p>③軽自動車の種別割と環境性能割の導入時期及び法人町民税割の税率引下げの施行期日を平成31年10月1日に変更</p>	3月3日	原案 可決
議案 第14号	<p><u>大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>事務の効率化を図るため、大多喜町観光センター（観光本陣）で行っていた自転車のレンタル事業を観光協会に移管することとしました。</p> <p>施行期日 平成29年4月1日</p>	3月3日	原案 可決
議案 第15号	<p><u>大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について</u></p> <p>農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員及び新設する農地利用最適化推進委員の定数を定めました。また、農地利用最適化推進委員の報酬を定めました。</p>	3月3日	原案 可決

	<p><b>【農地利用最適化推進委員】</b>  報酬 21,500円/月  選出方法 農業委員会が委嘱（法律改正による）  活動内容  ①地域の農業者等の話し合いを推進  ②耕作放棄地の発生防止と解消を推進  ③農地利用の集積・集約化を推進</p> <p><b>【農業委員】</b>  報酬 21,500円/月  選出方法 議会の同意を得て長が任命（法律改正による）</p>		
議案 第16号	<p><u>大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理者の指定について</u>  大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理者の指定期間が3月31日をもって終了することから、引き続き「有限会社養老溪谷やまびこ」を指定管理者とすることとしました。</p> <p><b>【指定の期間】</b>  平成29年4月1日から平成34年3月31日</p>	3月3日	原案 可決
議案 第17号	<p><u>大多喜町横山住宅建設工事請負契約の変更について</u>  横山住宅建設工事について当初の予定より日数を要するため、工期を延長しました。</p> <p><b>【工期】</b>  平成28年10月28日から  平成29年 3月27日まで  ↓  平成28年10月28日から  平成29年 4月28日まで</p>	3月3日	原案 可決
議案 第18号	<p><u>損害賠償の額を定めることについて</u>  特別養護老人ホームで起きた介護事故の損害賠償額を決定しました。</p> <p>損害賠償額 1533万1658円</p>	3月3日	原案 可決
議案 第19号	<p><u>平成28年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）</u>  歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1636万4千円を追加し総額を66億9340万8千円としました。</p> <p>◎主な補正内容  <b>【歳入】</b>  地方交付税 1億9697万5千円</p>	3月3日	原案 可決

	<p><b>【歳出】</b></p> <p>減債基金積立事業 5000万円</p> <p>ふるさと基金積立事業 3900万円</p>																	
議案 第20号	<p><u>平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)</u></p> <p>歳入歳出予算の総額からそれぞれ790万5千円を減額し総額を15億8309万3千円としました。</p>	3月3日	原案 可決															
議案 第21号	<p><u>平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</u></p> <p>歳入歳出予算の総額に、277万3千円を追加し、総額を1億2139万6千円としました。</p>	3月3日	原案 可決															
議案 第22号	<p><u>平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)</u></p> <p>歳入歳出予算の総額に、4781万3千円を追加し、総額を11億2211万8千円としました。</p>	3月3日	原案 可決															
議案 第23号	<p><u>平成28年度大多喜町水道事業会計補正予算(第4号)</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">補正予定額</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td style="text-align: right;">△331万3千円</td> <td style="text-align: right;">4億9369万1千円</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td style="text-align: right;">△309万7千円</td> <td style="text-align: right;">4億8903万4千円</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td style="text-align: right;">191万1千円</td> <td style="text-align: right;">5798万8千円</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td style="text-align: right;">△3853万8千円</td> <td style="text-align: right;">2億707万9千円</td> </tr> </tbody> </table>		補正予定額	計	収益的収入	△331万3千円	4億9369万1千円	収益的支出	△309万7千円	4億8903万4千円	資本的収入	191万1千円	5798万8千円	資本的支出	△3853万8千円	2億707万9千円	3月3日	原案 可決
	補正予定額	計																
収益的収入	△331万3千円	4億9369万1千円																
収益的支出	△309万7千円	4億8903万4千円																
資本的収入	191万1千円	5798万8千円																
資本的支出	△3853万8千円	2億707万9千円																
議案 第24号	<p><u>平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">補正予定額</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td style="text-align: right;">△2661万9千円</td> <td style="text-align: right;">2億6607万9千円</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td style="text-align: right;">1687万8千円</td> <td style="text-align: right;">2億9648万7千円</td> </tr> </tbody> </table>		補正予定額	計	収益的収入	△2661万9千円	2億6607万9千円	収益的支出	1687万8千円	2億9648万7千円	3月3日	原案 可決						
	補正予定額	計																
収益的収入	△2661万9千円	2億6607万9千円																
収益的支出	1687万8千円	2億9648万7千円																
議案 第25号	<p><u>平成29年度大多喜町一般会計予算</u></p> <p>歳入歳出予算の総額 47億2500万円</p> <p>平成28年度当初予算額 56億3512万円</p> <p>比較 △9億1012万円</p>	3月16日	原案 可決															
議案 第26号	<p><u>平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算</u></p> <p>歳入歳出予算の総額 7万6千円</p> <p>平成28年度当初予算 21万円</p> <p>比較 △13万4千円</p>	3月16日	原案 可決															
議案 第27号	<p><u>平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計</u></p> <p>歳入歳出予算の総額 15億3769万4千円</p> <p>平成28年度当初予算 15億8114万2千円</p> <p>比較 △4344万8千円</p>	3月16日	原案 可決															
議案 第28号	<p><u>平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算</u></p> <p>歳入歳出予算の総額 1億2131万5千円</p> <p>平成28年度当初予算 1億1849万4千円</p>	3月16日	原案 可決															

	比較	282万1千円		
議案 第29号	平成29年度大多喜町介護保険特別会計予算 歳入歳出予算の総額 10億8020万1千円 平成28年度当初予算 10億7573万9千円 比較 446万2千円		3月16日	原案 可決
議案 第30号	平成29年度大多喜町水道事業会計予算  【収益的収入及び支出】 収入 4億8980万円 支出 4億7822万2千円  【資本的収入及び支出】 収入 1億903万1千円 支出 2億2135万9千円		3月16日	原案 可決
議案 第31号	平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算  【収益的収入及び支出】 収入 2億8650万2千円 支出 2億8573万8千円  【資本的収入及び支出】 支出 585万3千円		3月16日	原案 可決
議案 第32号	大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について 町の機構改革により、「企画財政課」を「企画課」と「財政課」に分け、「子育て支援課」を削ることとしました。 なお、児童福祉に関する業務と少子化対策に関する業務は健康福祉課で、保育園に関する業務と学童保育に関する業務は教育課で行われます。		3月6日	原案 可決
発議 第1号	大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について 町の機構改革に伴い、常任委員会の所管事務を一部改正しました。		3月16日	原案 可決